都立花畑学園　安全教育全体計画（令和8年度）

法規根拠

○日本国憲法
○教育基本法
○学習指導要領
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
○人権教育・啓発に関する基本計画
○東京都人権施策推進指針
○東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
○児童の権利に関する条約

学校の教育目標

【肢体不自由教育部門】
(1) 「自立と社会参加」を目指し、社会で生活していく力を育てる。
(2) 自ら学び、自ら考え、行動する、確かな学力を育てる。
(3) 健康な体と、優しく思いやりのある心を育てる。
(4) 社会性や規範意識を養い、社会の一員として社会に貢献しようとする態度を育てる。
(5) 「健康の保持」「身体の動き」等、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を育てる。

【知的障害教育部門】
(1) 「自立と社会参加」を目指し、社会で生活していく力を育てる。
(2) 自ら学び、自ら考え、主体的に行動する力を育てる。
(3) 健康な体と、優しく思いやりのある心を育てる。
(4) 社会性や規範意識を養い、社会の一員として社会に貢献しようとする態度を育てる。
(5) 「人間関係の形成」「コミュニケーション」等、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を育てる。

目標策定の方針

○　児童・生徒、保護者の願い
・自立と社会参加に向けた学習の充実
・安心・安全な学校生活の実現
○　地域の実情
・特別支援学校のセンター的機能の発揮
○　学校の実情
・大規模校となる併置校としての学校の教育活動の充実

安全教育の目標

(1) 事故や災害を防ぎ、安全で安心して学習や生活を送るための安全教育の充実を図る。
(2) 自分の安全を守るために必要な行動がとれるようになる。

目指す児童・生徒像

○自分の安全を、家族や周囲の人々と協力し合って、生涯にわたって守ることができる児童・生徒

育てようとする資質や能力及び態度

○周囲の指示に応じ、適切に行動できる力
○安全に関する情報を正しく判断し、適切に行動できる力
○危険を予測し、回避することができる力

安全教育の目標を実現するための基本方針

発達段階に即し、日常生活で具体的に実践できるよう、以下について取り組む。
○保護者や地域の関係者との連携による、生活指導及び生活支援の充実
○危機管理体制の整備、教室等環境の整備・点検、安全指導の徹底、けが・事故等の未然防止

安全学習及び安全指導の指導方針等

生活安全

○校内外で、不審者に対する適切な対処や行動ができる。
・セーフティ教室・登下校の安全指導
・長期休業日期間中における生活指導
・月例：安全目標による学校生活上のルールの指導

交通安全

○目的意識をもち、交通事故から身を守る。
・交通ルール及び安全な歩行の仕方
・公共交通機関利用時及び自転車のルールとマナー
・交通安全教室
・一人通学（練習）：登下校時の安全指導（位置検索（GPS）機能を活用した指導）

災害安全

○災害を想定した訓練を毎月実施することで、安全な避難方法を知り、また周囲の指示に従い、適切な行動をとれるようにする。
・保護者、地域、消防署と協力した宿泊防災訓練等の実施
・火災時の安全
・地震災害時の安全（津波等による浸水時含む）

各学部での指導方針

＜小学部＞安全に関する知識を理解し、適切な行動がとれるようにする。
＜中学部＞安全に関する知識を活用し、主体的に適切な行動がとれるようにする。
〈高等部〉安全に関する知識を活用し、主体的に適切な行動がとれると共に、共助の意識をもつことができるようにする。

関係する教科等との関連

〈日常生活の指導〉
日常的な安全指導を徹底し、安全・安心に学校生活を送る基本的生活行動・習慣を育成する。
〈関連教科：生活単元学習・社会性の学習・保健体育・特別活動・道徳・登校指導・下校指導〉
学習指導において、事故防止、災害時の行動についての指導を行う。教材として「地震と安全」「安全教育プログラム」「防災ノート」等を用いる。

安全管理との関連

生活や行動等の安全管理（対人管理）

○ヒヤリハット掌握、校内事故報告による、事故の未然・防止に努める。
○教員による児童・生徒の健康・行動観察、心身の健康状況（障害名・服薬・アレルギー・医療的ケア等）の把握と,感染症対策、健康管理を十分に行い、摂食や医療的ケアも含めて、事故防止に努める。
○遊具使用等、学校生活のルールの定着を図る。

学校環境（対物管理）

○安全点検
・毎月初めの安全指導日を中心とした、危険箇所の掌握により環境整備に努める。
○定期点検
・防火・防災・防犯設備、体育施設、校内施設、校内環境、薬品管理など。

事件・事故や災害発生時の危機管理

○危機管理委員会及び災害対策本部の組織的な対応に努める。
○「学校危機管理マニュアル」（災害、不審者対応等）、「安全マニュアル(チャート式)」（行方不明等）、「保健マニュアル（チャート式）」（救急・事故）を熟知し、組織的に対応する。

教職員の校内研修

○ 4月：食物アレルギー対応訓練、緊急時対応訓練
○ 5月：避難経路・避難時の留意事項
○ 5月：心肺蘇生法研修（心肺蘇生、AEDの使い方）
○ 5月：不審者対応訓練
○ 6月：自衛防災訓練
○ 7月：防災教育講演会

推進組織及び評価

○生活指導部（安全・防災・生活）
○保健・給食部（健康管理・推進、食育）
○危機管理員会（発災時の対応）
○防災教育推進委員会（実践的な防災教育に関する助言）
○評価：学校評価（保護者、学校運営連絡協議会協議委員による外部評価、教員・推進部署による内部評価）、防災教育推進委員会における評価

家庭・地域・関係機関との連携

○消防署：自衛消防訓練、防災教育推進委員会への協力
○警察署：交通安全教室・不審者対応訓練への協力、スクールサポーターとの連携
○区危機管理室：防災教育推進委員会への協力
○医療機関：主治医との連携
○近隣学校：避難場所への協力
○PTA：警察・駅への挨拶、防災教育推進委員会への協力
○PTAへの啓発
○放課後等デイサービス事業所・関連行事等への参加